

平成21年第1回上毛町議会定例会会議録 (3日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

平成21年3月19日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（14名）

1番 高畑広視 2番 宮崎昌宗 3番 峯 新一 4番 三田敏和
5番 安元慶彦 6番 大山 晃 7番 中 宏 8番 増矢年克
9番 茂呂孝志 10番 古野啓藏 11番 福島文博 12番 亀頭寿太郎
13番 坪根秀介 14番 村上正弘

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 鶴田忠良・ 教育長 百留隆男・ 副町長 奥野勝利
会計管理者 小川正知・ 総務課長 友岡みどり
企画情報課長 矢野洋一・ 税務課長 末松克美・ 住民課長 廣崎誠治
健康福祉課長 坪根勝磨・ 産業振興課長 川口 彰・ 建設課長 古原典幸
教務課長 福本豊彦・ 総合窓口課長 末吉秋雄・ 総務係長 岡崎 浩

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 中 豊

○議事日程

平成21年第1回定例会議事日程（3日目）

平成21年3月19日 午前10時00分 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 9号 上毛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第10号 上毛町大平支所庁舎の開放に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第11号 上毛町立小・中学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第12号 上毛町公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第13号 上毛町在宅寝たきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第14号 土地改良事業計画の変更について
- 日程第 8 議案第15号 平成21年度上毛町一般会計予算（所管分）
- 日程第 9 議案第16号 平成21年度上毛町国民健康保険特別会計予算
- 日程第10 議案第17号 平成21年度上毛町老人保健特別会計予算
- 日程第11 議案第18号 平成21年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 議案第19号 平成21年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計予算
- 日程第13 議案第20号 平成21年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第14 議案第21号 平成21年度上毛町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第15 議案第22号 平成21年度上毛町奨学資金特別会計予算
- 日程第16 議案第23号 平成21年度上毛町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第17 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第18 広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○ 会 議 の 経 過 （ 3 日 目 ）

開議 午前10時00分

○議長（村上正弘君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。一礼して御着席ください。

ただいまの出席議員は全員です。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、御確認ください。

○議長（村上正弘君）日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議では、3月10日の本会議で各常任委員会に審査を付託した議案について、各常任委員長に審査状況の報告を願います。委員長の報告が終了した後、報告に対する質疑を行い、討論、採決を行います。

なお、各委員長の報告は、委員会付託案件をまとめて報告していただきますので、議事日程の順は配付した資料と異なりますが、御了解をお願いいたします。

各委員会の審査結果は、審査結果報告書として議長あてに提出されておりますので、運営資料の中に写しをお配りしております。

各委員長報告終了後の討論、採決は日程の順に従って行いますので、御了解をお願いいたします。

地方自治法第121条の規定に基づく説明員としては、お手元に配付の各氏の出席を認め、会議に出席をいただいております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村上正弘君）これより、各常任委員長から、委員会に付託した案件の審査状況の報告を受けます。なお、さきに申し上げましたが、各委員長の報告は、委員会付託案件をまとめて報告していただきますので、議事日程は変更になります。

討論、採決は日程の順に従って行いますので、御了承ください。

○議長（村上正弘君）日程第4、議案第11号 上毛町立小・中学校設置条例の一部を改正する条例について、日程第5、議案第12号 上毛町公民館条例の一部を改正する条例について、日程第6、議案第13号 上毛町在宅寝たきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例について、日程第8、議案第15号 平成21年度上毛町

一般会計予算（所管分）、日程第9、議案第16号 平成21年度上毛町国民健康保険特別会計予算、日程第10、議案第17号 平成21年度上毛町老人保健特別会計予算、日程第11、議案第18号 平成21年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算、日程第12、議案第19号 平成21年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計予算、日程第15、議案第22号 平成21年度上毛町奨学資金特別会計予算、日程第16、議案第23号 平成21年度上毛町住宅新築資金等特別会計予算、以上10件を議題といたします。

文教厚生委員長の報告を求めます。

増矢委員長。

○文教厚生委員長（増矢年克君）おはようございます。文教厚生常任委員会から報告いたします。

当委員会は、3月16日午前9時開会、午後1時35分閉会、議会中小会議室において、町長以下執行部の出席をもって開会いたしました。

当委員会に付託されました案件は、町長提出の条例3件、予算案7件、合計10件です。

当委員会に付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第11号 上毛町立小・中学校設置条例の一部を改正する条例について。

質疑、平成21年度地方交付税の基準財政需要額算定基準に西友枝小学校の廃校は影響あるのか。回答、答弁です。平成22年に廃校となるので、交付税の算定基準については平成22年度になり、平成21年度については影響はない。

討論なし。

採決、全会一致で可決。

議案第12号 上毛町公民館条例の一部を改正する条例について。

質疑、東上公民館は現在も利用があるが、利用者の了解を得ているのか。答弁、地区の説明等を重ねており、現在改修している集会所を利用するよう説明している。

討論なし。

採決、全会一致で可決。

議案第13号 上毛町在宅寝たきり老人介護手当支給条例の一部を改正する条例について。

質疑なし。

討論なし。

採決、全会一致で可決。

議案第15号 平成21年度上毛町一般会計予算（所管分）について。

最初に総括説明を求め、質疑を行いました。

質疑、予算編成の基本について、義務的経費52%は財政的に人件費等の占める割合が多く、今後十分考慮すべきと思うが。また、昨年に比べ3.6%の減額だが、消極姿勢ではないか。答弁、上毛町の財政力からすれば、まだ予算は大きいと思う。標準財政需要額規模は30億円であり、臨時的な投資的経費を含めば40億円前後が上毛町の本来の財政運営でないかと考える。事業自体においては、昨年より上乘せした予算計上となっており、人件費についても職員のベースで2,000万円ほど減額となっております。

質疑、2009年は特別交付税が4,000万円減額されているが、どのような見通しで減額が生じたのか。答弁、減額したわけではなく、当初予算の財源として必要な額を充当した。最小限での見込みによる計上です。

各担当課長の説明を求め、質疑を行いました。

質疑、指定管理者特別選定委員報酬と指定管理者選定委員報酬の違いは何か。また、指定管理者を予定している施設は何か。答弁、指定管理者特別委員は特殊な資格の所有者で弁護士や公認会計士を想定しており、指定管理を想定している施設は診療所と特別養護老人ホーム大平苑です。

質疑、緊急通報装置の耐用年数はどれぐらいか。答弁、8年程度である。

質疑、南吉富放課後児童クラブは、小学校の空き教室を利用できないか。答弁、南吉富小は現在空き教室がないので利用できない。

質疑、南吉富放課後児童クラブと大平放課後児童クラブの委託料の違いは。答弁、児童数の違いである。

質疑、不法投棄対策管理カメラと看板の設置予定場所は。答弁、矢方池近郊や永田工業付近の不法投棄の多い箇所を予定している。看板は役場の入り口を予定している。

質疑、太陽光発電設置補助金は、4キロワット上限打ち切りとあるが、一般家庭ではどの程度が一般的か。答弁、一般の家庭世帯では3.7キロワットで十分賄える。

質疑、食育プロジェクト補助金とは。答弁、健康増進を目指した食育プロジェクト

計画を作成するもので、地産地消や健康づくりに伴うボランティアの育成とか、食生活、健康についての広報活動を行うための計画書を作成することです。

質疑、給食費の滞納状況は。給食費の滞納の徴収はだれが行うのか。答弁、各学校の担当職員が窓口として徴収しており、現在中学校は滞納が2件あるが納付の確約をとっており、小学校は未納はありません。

質疑、校舎の耐震工事の工期は授業に問題ないか。また、体育館の工期は部活に影響はないのか。答弁、校舎の耐震工事は夏休みを挟み実施予定で、授業等の支障がないようにと考えている。体育館は、改築工事に入れば使用はできなくなる。部活等は町の施設を使用予定である。

討論、反対討論あり。

採決、起立多数で可決。

議案第16号 平成21年度上毛町国民健康保険特別会計予算について。

質疑、保険料が年金から天引きされることによって、税の控除の恩恵を受けられなくなるのでは。答弁、被保険者の方については、税の控除を受けるには特別徴収ですと年金から天引きされた方しか控除を受けられない状況なので、普通徴収への切りかえができるようになっており、税の控除の恩恵が受けられる選択制となっている。

質疑、保健師の役目が重要だが、上毛町は現在何人いるか。答弁、当町には4名の保健師がいます。

討論、反対討論あり。

採決、起立多数で可決。

議案第17号 平成21年度上毛町老人保健特別会計について。

質疑なし。

討論なし。

採決、全会一致で可決。

議案第18号 平成21年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算について。

質疑、後期高齢者医療制度が導入され、75歳以上の方が3カ月以上入院すると入院管理費（医療報酬）が減らされる。後期高齢者になる以前の74歳以下の方についてはこのようなことはないが、これは事実か。答弁、後期高齢者医療制度の導入に伴い、不利益になったりとか後退したとは思っていない。

討論、反対討論あり。

採決、起立多数で可決。

議案第19号 平成21年度国民健康保険直営診療所特別会計予算について。

質疑、送迎バスの運行状況により患者が減ったと思うが、どのような見解か。答弁、送迎バスの影響は若干あると思うが、実質的な医療の必要性とかが阻害されたかという、それはないと思う。

質疑、診療応援義務委託料の3万5,000円と6万円の違いは。答弁、3万5,000円は半日対応の内科医、6万円は1日対応の整形外科医である。

討論なし。

採決、全会一致で可決。

議案第22号 平成21年度上毛町奨学資金特別会計について。

質疑なし。

討論なし。

採決、全会一致で可決。

議案第23号 平成21年度上毛町住宅新築資金等特別会計予算について。

質疑、平成20年度の納入実績の60万円は何人の納付か。答弁、7名です。

質疑、今般の不況で支払いができなくなり、生活保護を受給している者はいるのか。答弁、生活保護の方はいないが、現在破産手続中の方がおり、生活保護の申請を行うかもしれない。

討論、反対討論あり。

採決、起立多数で可決。

以上で、委員長の報告を終わります。

○議長（村上正弘君） 日程第2、議案第9号 上毛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について、日程第3、議案第10号 上毛町大平支所庁舎の開放に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、議案第14号 土地改良事業計画の変更について、日程第8、議案第15号 平成21年度上毛町一般会計予算（所管分）、日程第13、議案第20号 平成21年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算、日程第14、議案第21号 平成21年度上毛町簡易水道事業特別会計予算、以上6件を議題とします。

総務産業建設委員長の報告を求めます。

大山委員長。

○総務産業建設委員長（大山 晃君）おはようございます。総務産業建設常任委員会から報告をいたします。

当委員会は、3月17日、議会中小会議室において、総務産業建設常任委員全員と町長以下執行部の出席をもって午前8時56分開会、午前11時34分閉会をされました。

当委員会に付託されました案件は、町長提出の条例案2件、予算案3件、その他1件の計6件です。

当委員会に付託されました案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定に基づき報告をいたします。

議案第9号 上毛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について。

質疑、討論なし。

採決の結果、全会一致で可決をいたしました。

議案第10号 上毛町大平支所庁舎の開放に関する条例の一部を改正する条例について。

コミュニティールームの図書はどうするのかとの質疑に対し、児童用図書がほとんどなので、そのまま子育て支援センターにて利用するとの答弁でした。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決をいたしました。

議案第14号 土地改良事業計画の変更について。

黒川の基礎は橋梁なのかとの質疑に対して、圃場整備で施工している農道橋ですとの答弁でした。

国の補助対象となるのかとの質疑に対し、圃場整備の対象となるとの答弁でした。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決をいたしました。

議案第15号 平成21年度上毛町一般会計補正予算（所管分）について。

最初に総務課長の総括説明を受け、続いて担当課長の説明を受けました。

その後質疑を行い、総括説明の質疑では、職員の人事評価制度について、具体的にはどのような内容なのかとの質疑に対し、平成21年度は全体的な評価制度の設計と

評価者の研修を行う。目的は、職員の弱い部分を判断した上で、その後の職員研修に生かすための制度設計ですとの答弁でした。

個別の指導を行うのかとの質疑に対し、初年度は評価者の研修が中心となり、制度ができ上がった段階で最終的に個別に指導を行うとの答弁でした。

太陽光発電は本庁舎が一番電気の使用量が多いと思うが、げんきの杜に設置しようとする理由はどの質疑に対し、げんきの杜は屋根も大きく効果が高い。また、げんきの杜は一般の住民の利用が多く、太陽光発電設置補助金の普及効果もねらえるとの答弁でした。

その後、各担当課長の説明を受け、質疑を行いました。

道の駅に対しての指定管理料の必要性と道の駅のフリーマーケットや売り場の管理運営はしっかりやっているのかとの質疑に対し、従来は道の駅のフリーマーケットの出店料は商品を購入してもらおうという方式だったが、今後はきちんとした許可申請なりの手続を行うように道の駅とも取り決めをし運営していく。そして、道の駅に対する指定管理者は設置当時国土交通省との合議により管理運営は町で行うようになっており、そのため第三セクターである道の駅に管理運営を委託するため、当然必要となるとの答弁でした。

友枝保育所跡地の測量は職員の対応でできないのかとの質疑に対し、面積が広く非常にずれが多いため、修正作業が必要で専門性が必要となるため委託を予定しているとの答弁でした。

げんきの杜の太陽光発電設置工事は専門的な工事となると思うが、どのような形で入札を予定しているのかとの質疑に対し、設置する発電容量を決めた上で、専門の施行業者の中から入札を実施する予定との答弁でした。

イルミネーションは「環境の町」宣言の趣旨にマッチするのか、その見解はどの質疑に対し、環境という分野よりも心の和むまちづくりというイメージづくりのためであり、また防犯にもつながると思うとの答弁でした。

大池公園の中の地ビールの土地は町有地だが、建物の所有者はだれなのか、まただれが出店を予定しているのかとの質疑に対し、所有者は以前のままで建物を活用したいという方がおり、3月中に協議を行う予定だが、活用の内容が受け入れられれば所有権移転し町に許可申請を申し出、内容が適切であれば許可をして使用していただくことになるとの答弁でした。

選挙公報の配布の方法はとの質疑に対し、自治会長のほうに依頼をしているとの答弁でした。

回覧板にて回すと遅くなるので、個別配布はできないのかとの質疑に対し、選挙事務の期間でもあり、個別配布は困難であるとの答弁でした。

国民投票システム構築事業とはどういうものかとの質疑に対し、国民投票の抽出作業とさまざまな台帳作成などのシステムを、今回選挙システムの中に追加することでとの答弁でした。

農業改良普及センターが10月で閉鎖すると聞いているが本当かとの質疑に対し、閉鎖ではなく行橋市と豊前市にある普及センターが統合し、行橋庁舎内に設置されるとの答弁でした。

今までどおり指導などの連携ができるのかとの質疑に対し、統合するに当たり、県も影響がないように考慮しているとの答弁でした。

企業団への出資金は950万円だが、今後ダム建設が進むにつれ、債務の負担が生じるのではないかと。また、これは債務負担行為を行っているのではないかととの質疑に対し、債務負担行為は行っていないとの答弁でした。この出資金は、伊良原ダム、耶馬溪ダムあるいはすべての企業団に対する総額が950万円となっている。今後、あと六千数百万円投資的経費が必要だが、それはすべて出資金で、出資債で財源を賄う予定である。伊良原ダムについては、平成2年から受水分の負担金を納入しており、残りを平成29年度まで支払う予定であるとの答弁でした。

農業振興区域図の見直しをやる段階で、所有者と協議を十分行い、見直しを行うことではなかったかとの質疑に対して、圃場整備区域を基本としているので、所有者との協議はアンケートのみになっているとの答弁でした。

林道の用地測量も、委託しないとできないのかとの質疑に対し、通常の測量業務は職員にて対応しているが、用地については地籍測量図の作成のために代証人の図面の作成が必要なため、そのみを委託する予定であるとの答弁でした。

聖地公園の樹木に病気が入っている状況だが、今後整備等を行っていく予定はあるかとの質疑に対し、聖地公園整備は平成20年度より建設課が主管となっており、今後少しずつ手入れを行っていくとの答弁でした。

交通安全等施設整備事業費に職員の給料が2名分計上されているが、建設課は12名いるということになるのかとの質疑に対し、補助事業の対象となるので、2カ月分

の給料を計上しているとの答弁でした。

消防団員は年々自然減少しており、それを踏まえ広域圏消防の拡充を考慮すべきでないかとの質疑に対し、広域圏消防は今後、構造改革により人件費の削減を行う予定なので、なかなか拡充してほしいという意見は通りにくい状況で、前向きに検討し、広域圏の中でも発言をしていきたいとの答弁でした。

入湯税900万円の積算基礎はどの質疑に対し、日帰り客50円による積算ですとの答弁でした。

入浴無料券の入湯税はどうなるのかとの質疑に対し、入浴された方に対しての入湯税なので計算しているとの答弁でした。

大平楽の指定管理者は、入浴無料券についての入湯税が課税されているということ把握しているかとの質疑に対し、毎月入浴された人数を報告されているので把握していると思う。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決をいたしました。

議案第20号 平成21年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算について。

質疑なし。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決をいたしました。

議案第21号 平成21年度上毛町簡易水道事業特別会計予算について。

東九州自動車道水道布設かえ工事施工管理業務委託料も西日本高速道路の負担によるものかとの質疑に対し、西日本高速道路の負担になるとの答弁でした。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決をいたしました。

以上で、総務産業建設常任委員長の報告を終わります。

○議長（村上正弘君）以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これから、各委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）総務産業建設常任委員長にお尋ねいたします。

議案第9号 上毛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に

ついて、この条例の6条には、「任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間中に置かなければならない」となっているが、議案審議の中では、休憩時間を1時間置くとの説明のようであったようだが、勤務時間は7時間45分であった。条例との整合性はどうなっているのか。

○議長（村上正弘君）委員長。

○総務産業建設委員長（大山 晃君）ここでいいですか。

○議長（村上正弘君）はい、どうぞ。

○総務産業建設委員長（大山 晃君）茂呂議員さんの質疑に対して答弁をさせていただきます。

当委員会においては、先ほど説明をいたしましたとおり、質疑はございませんでした。

以上です。

○議長（村上正弘君）ほかにないですか。

亀頭議員。

○12番（亀頭寿太郎君）大山委員長にお尋ねをいたします。

議案第20号で質疑がなかったというような報告でございましたが、排水事業収益が収入の60%以下の場合は使用量の見直しを検討するべきではないかというような気がするわけでございますが、そうした議論はありませんでしたか。

○議長（村上正弘君）大山委員長。

○総務産業建設委員長（大山 晃君）先ほど私が報告したとおり、議論はございませんでした。

○議長（村上正弘君）福島議員。

○11番（福島文博君）亀頭議員と同じこの議案第20号の集落関係ですが、知られない議員もおいでだと思うんですけど、当初はやはり全員の加入ということでやってあったんですが、その後いろいろと加入者が減ってきておるんですが、年寄りの場合は大きな金をかけてまで加入する必要はないという人が増えて、今日まで現状のままだと思うんですが、村営住宅の売却をするようになりましたので、今後その土地が生かされるようになった場合は、これには調整的とは何ですけど、やはり任意になると思うんですけども加入させるような意向が執行部にあったのかないのか、こちら辺が

私は合併する前の新吉の議員の場合はわかっているんですが、その辺の質問はなかったのかどうか、その辺について。

○議長（村上正弘君） 大山委員長。

○総務産業建設委員長（大山 晃君） 福島議員にお答えしますが、全くそういう御意見は出ておりません。

○議長（村上正弘君） ほかにありませんか。

安元議員。

○5番（安元慶彦君） 文教厚生委員長にお尋ねをいたします。

議案第22号 平成21年度上毛町奨学資金の特別会計の件ですが、突発的といえますか、こういった不況の中で、失業者なりあるいは企業の事業のカットがあつて収入が減ってきているというようなことも聞きますが、そういったところの姿勢に対する奨学金の関係が年度途中等で出た場合の柔軟性を持った対応が、そういう意見はなかったかどうかお尋ねします。

○議長（村上正弘君） 増矢委員長。

○文教厚生委員長（増矢年克君） 先ほど22号で報告をいたしましたように、質疑、討論はありませんでした。

○議長（村上正弘君） ほかにありませんでした。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君） これで質疑を終わります。

これから、委員会付託案件の討論、採決を行います。

○議長（村上正弘君） 日程第2、議案第9号 上毛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君）全会一致。よって、議案第9号 上毛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第3、議案第10号 上毛町大平支所庁舎の開放に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君）全会一致。よって、議案第10号 上毛町大平支所庁舎の開放に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第4、議案第11号 上毛町立小・中学校設置条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君）全会一致。よって、議案第11号 上毛町立小・中学校設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第5、議案第12号 上毛町公民館条例の一部を改正する条

例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(村上正弘君) 全会一致。よって、議案第12号 上毛町公民館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(村上正弘君) 日程第6、議案第13号 上毛町在宅寝たきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(村上正弘君) 全会一致。よって、議案第13号 上毛町在宅寝たきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(村上正弘君) 日程第7、議案第14号 土地改良事業計画の変更について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（村上正弘君）全会一致。よって、議案第14号 土地改良事業計画の変更については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第8、議案第15号 平成21年度上毛町一般会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）私は、議案第15号を反対の立場から討論いたします。

1点目は、2009年の地方交付税は、所要一般財源とは別に国は1兆円、そのうち上毛町は8,000万円から9,000万円の交付がされており、その使途の半分は地域雇用促進費に充てるようになっているが、09年の予算の中には反映されていません。

2点目は、今非正規雇用を中心に失業者が急増し不安が広がっています。今後正規雇用者も含む大量失業者の発生が憂慮されます。このような事態にかんがみ、離職者の再就職、職業訓練の実施など、支援、生活保護制度の活用に全力で取り組む必要がありますが、このような緊急な景気悪化で解雇されるなど、経済的困難な家庭に対処した支援策もありません。

3点目は、行政改革を最優先の課題とし、住民福祉が増加する行政事業には外注、民間委託、指定管理者制度の過重などで、公共施設の役割を縮小させる方法で対処しようとしています。

4点目は、同和行政は法の失効にもかかわらず続けています。特別扱いは直ちにやめ、一般行政に移行すべきです。

5点目は、給食調理業務は、機械、材料は昭和61年4月17日労働者告示第37号が示す受託者負担となっておりません。適正な業務委託とは言えません。

6点目、減反の実施は国の施策とはいえ、上毛町の産業である農業を衰退させるものです。

7点目、国土調査のやり直しについては、新吉地区は国が正式な図面と認めていな

いため、合併のメリットを生かして補助事業で実施することは問題ありませんが、一方、大平地区では国の正式な図面として取り上げているので、事業計画を見直し、住民の命や健康を守り、生活向上のための予算を優先にして、安心して暮らせる政策の充実に力を尽くすべきであると考えまして、この議案に反対いたします。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

亀頭議員。

○12番（亀頭寿太郎君）戦後、未曾有のアメリカの金融危機から世界危機を起こしております。我が国も100年に一度という不況を迎えておるわけでございます。

上毛町においても、自動車あるいは電気等の関連企業を誘致しております。徐々にその影響があらわれているような感がいたします。地域経済に活を入れるには、補正予算あるいは本予算を速やかに可決して、執行することが住民の安心・安全につながり、ひいては福祉向上につながるものと確信をいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する各委員長の報告は原案可決であります。

本案を各委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上正弘君）起立多数。よって、議案第15号 平成21年度上毛町一般会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第9、議案第16号 平成21年度上毛町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）私は、議案第16号を反対の立場から討論いたします。

国保加入者のほとんどの方は保険料が高いと言っています。国は1984年にそれまで医療ベースで45%の補助があったが、医療給付費の50%にしたため医療費ベースで38.5%の補助になり、国からの補助金が減らされました。

2点目は、今年度から実施される要介護認定方式は、軽度に判定されるおそれがあります。

いずれも国の国民健康保険制度の運営のあり方に問題がありますので、この議案に反対いたします。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上正弘君）起立多数。よって、議案第16号 平成21年度上毛町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第10、議案第17号 平成21年度上毛町老人保健特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君）全会一致。よって、議案第17号 平成21年度上毛町老人保健特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第11、議案第18号 平成21年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）議案第18号を反対の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者をそれ以外の高齢者と切り離し、差別医療を押しつけるものでありますから、この議案に反対いたします。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上正弘君）起立多数。よって、議案第18号 平成21年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第12、議案第19号 平成21年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論なしと認め、討論を終わります。

本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君）全会一致。よって、議案第19号 平成21年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第13、議案第20号 平成21年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(村上正弘君) 全会一致。よって、議案第20号 平成21年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(村上正弘君) 日程第14、議案第21号 平成21年度上毛町簡易水道事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(村上正弘君) 全会一致。よって、議案第21号 平成21年度上毛町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(村上正弘君) 日程第15、議案第22号 平成21年度上毛町奨学資金特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(村上正弘君) 全会一致。よって、議案第22号 平成21年度上毛町奨学資金特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君） 日程第16、議案第23号 平成21年度上毛町住宅新築資金等特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君） 私は、議案第23号を反対の立場から討論いたします。

最初から徴収不能と見込んでの繰入金でありますので、この議案に反対いたします。

○議長（村上正弘君） ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君） 討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上正弘君） 起立多数。よって、議案第23号 平成21年度上毛町住宅新築資金等特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君） 日程第17、議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

配付した運営資料のとおり、議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りをいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村上正弘君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（村上正弘君） 日程第18、広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し

出についてを議題といたします。

配付した運営資料のとおり、広報特別委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村上正弘君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

これで、本日の日程はすべて終了しました。

平成21年第1回上毛町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会 午前10時53分

○上記、会議の経過を記録して、事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成21年3月19日

上毛町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員